

令和6年土幌町議会第2回定例会

1 議事日程 6月7日(金曜日) 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

(諸般の報告)

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

(今期議会議案提案理由総括説明)

日程番号5 監報告第1号 例月出納検査報告

日程番号6 令和5年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程番号7 株式会社ベリオーレの経営状況の報告について

日程番号8 株式会社CheerSの経営状況の報告について

日程番号9 議案第1号 辺地総合整備計画の変更について

日程番号10 議案第2号 辺地総合整備計画の変更について

日程番号11 議案第3号 令和6年度土幌町一般会計補正予算(第2号)

日程番号12 議案第4号 令和6年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

2 出席議員(12名)

1番 中村 貢 2番 森本 真隆 3番 山中 明裕 5番 矢坂 賢哉

6番 牧野 圭司 7番 大西 米明 8番 西山 伸宏 9番 伊藤 健蔵

10番 成田 哲也 11番 曾我 弘美 12番 秋間 紘一 13番 河口 和吉

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志

代表監査委員 寺田 和也 農業委員会会長 森本 耕二

5 土幌町長の委任を受けて出席した者

副町長 亀野 倫生 総務課長 西野 孝典

地域戦略課長 小野寺 務 会計管理者 三野宮智恵子

町民課長 吉川 和美 保健福祉課長 佐藤 慶岩

産業振興課長 郷原 敏宏 建設課長 上山 英樹

建設課道路維持担当課長 若原 裕 病院事務長 増田 達也

特老施設長 齋藤 英雄 幼児教育課長 角田 淳二

消防課長 仙石 讓

6 教育長の委任を受けて出席した者
 参事 下坂 吉彦 教育課長 川岸 滋一
 給食センター所長 加納 正信 高校事務長 木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者
 事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した者
 事務局長 藤内 和三 係長 長岡 直美

9 議事録
 会 議 の 経 過 (午前10時00分)

1	河口議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達していますので、令和6年第2回土幌町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、牧野圭司議員及び7番、大西米明議員を指名します。</p>
2		<p>日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。本定例会の会期は、去る6月3日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から6月14日までの8日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
3・4	河口議長	<p>異議なしと認めます。 会期は、本日から6月14日までの8日間に決定しました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。 日程第3、行政報告及び日程第4、教育行政報告を行います。 行政報告及び教育行政報告については、お手元に配付した報告のとおりです。 なお、行政報告及び教育行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。 これで行政報告及び教育行政報告を終わります。 本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明</p>

亀野副町長

を求めます。副町長、登壇願います。

それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、辺地総合整備計画の変更2件、補正予算が2件の合計4件の議案を提出させていただきます。このほか繰越明許費繰越計算書1件、第三セクターの経営状況報告書2件を報告をさせていただきます。

議案第1号は、辺地総合整備計画の変更について議会に議決を求めるものであります。辺地地域は、新田、西上、中音更辺地で、各事業の事業費の増額に伴う辺地対策事業債の充当額の変更によるものでございます。議案第2号は、議案第1号同様、辺地総合整備計画の変更について議会に議決を求めるものであります。辺地地域は、上居辺、佐倉、下居辺辺地で、各事業の事業費の増額に伴う辺地対策事業債の充当額の変更によるものでございます。議案第3号、第4号は、補正予算でありまして、一般会計及び病院事業会計の補正予算であります。なお、追加議案として工事請負契約2件及び物品購入契約2件を追加で提案する予定でございます。

以上、本日ご提案をいたしました議案についてご説明申し上げましたが、議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。

5 河口議長
長岡係長

日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。

職員に朗読させます。

監報告第1号。

令和6年6月7日。

士幌町長、高木康弘様。士幌町議会議長、河口和吉様。

士幌町代表監査委員、寺田和也。

例月出納検査報告。

例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

例月出納検査報告書。

令和5年度2月分、令和6年3月19日、佐藤、牧野監査委員。令和5年度3月分、令和6年4月19日、寺田、牧野監査委員。令和5年度6月4月分、令和6年5月20日、寺田、牧野監査委員。令和6年度4月分、令和6年5月20日、寺田、牧野監査委員。

下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。

なお、令和5年度2月分の支出の一部について事務誤りが見られましたので、改善するよう指摘した。

記以下は記載のとおりですので、朗読を省略します。

以上です。

6

河口議長
寺田代表
監査委員
河口議長

代表監査委員の補足説明があれば求めます。
ございません。

これで例月出納検査報告を終わります。

日程第6、報告第1号「令和5年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を行います。

朗読を省略し、報告の説明を求めます。総務課長。

西野
総務課長

総務課長、西野よりご説明申し上げます。

報告第1号 令和5年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和5年度士幌町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおりご報告いたします。

この件につきましては、本年3月の第1回定例町議会におきまして繰越明許費の議決をいただいているもので、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないと規定されていることから、繰越明許費に係る事業名、金額等についてご報告するものでございます。

1枚おめくりいただき、次のページの繰越計算書を御覧願います。太陽光発電設備等の導入補助や戸籍情報連携システムの改修、低所得世帯への給付金支給など令和5年度内に完了することが困難な事業等について繰り越したもので、2款1項、自家消費型太陽光発電設備等導入補助事業から一番下に記載の6款1項、道営土地改良事業負担金まで、全5事業を合わせまして1億5,186万円を令和6年度へ繰り越し、事業を実施するものでございます。

財源の内訳につきましては、特定財源、一般財源、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で報告といたします。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

以上で令和5年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

7

郷原産業
振興課長

日程第7、報告第2号「株式会社ベリオーレの経営状況の報告について」を行います。

朗読を省略し、報告の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長、郷原よりご説明を申し上げます。

令和5年度の株式会社ベリオーレ経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告をいたします。

経営状況報告書の1ページをお開きください。取締役及び監査役名

簿並びに株主名簿は、記載のとおりです。

次に、2ページの第23期事業報告ですが、当期はコロナ禍からの社会活動の正常化を反映し、国内景気は緩やかな回復基調となった一方で、円安、燃料や電気料金、さらには物価高騰などの経済的要因に加え、不安定な国際情勢などから景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

このような中、顧客満足度の向上を重点課題とし、その解決に向けスタッフ一同一丸となって取り組み、季節イベント、おもてなし感の演出やネット予約販売の強化、SNS情報発信などに努め、総利用客数は前年度比1万3,141人増の11万7,264人となり、施設総売上げは前年度比1,462万円増の1億8,603万円となりました。販売費及び一般管理費については、経費の節減、見直しを進める中で、賃上げや有給休暇取得の義務化などにより人件費が増加し、また電気代や燃料高騰により施設費が増加、加えて旅行会社への誘客手数料が増加するなどし、固定費が増加しております。前年度比780万円増の2億4,863万円となりました。営業外収益については、前年度比296万円増の1億701万円となりました。内訳は、5ページに記載しておりますが、社員住宅の受け取り家賃や指定管理委託料、運営補助金、太陽光売電収入、旅行支援金などを雑収入に計上しております。これらの結果、売上高はコロナ前を上回り、税引き前当期経常利益は702万円となり、5期ぶりに増益とすることができました。また、株主資本当期末残高は、前年度比527万円増の985万円となり、経営の健全性が高められ、財務体質の強化を図ることができました。

以上、23期の事業報告といたします。

次に、3ページをお開きください。庶務事項ですが、記載のとおり取締役会、株主総会の開催と監査が実施されております。

次に、4ページの貸借対照表であります。記載のとおり、左側の資産の部合計、右側の負債、純資産の部の合計が1億81万6,893円となり、貸借一致しております。

次に、5ページの損益計算書ですが、経常損益の部で売上げの合計は1億8,603万4,888円で、内訳は記載のとおりです。これから売上原価の計3,677万8,595円を差し引いた売上総利益は1億4,925万6,293円となり、この金額から販売費、一般管理費の計2億4,863万211円を差し引き、営業利益はマイナス9,937万3,918円となります。これに営業外収益の1億701万8,101円を加え、営業外費用の計62万3,330円を差し引き、経常利益は702万853円、法人税、住民税及び事業税の174万9,200円を差し引き、当期利益が527万1,653円となっております。なお、雑収入の内訳につきましては、下段に記載のとおりでございます。

次に、6ページの販売費及び一般管理費内訳書は、それぞれ記載のとおりです。

次に、7ページの株主資本等変動計算書ですが、資本金は1,000万円、繰越利益剰余金の期首残高はマイナス541万9,987円、当期変動額の純利益は527万1,653円、当期末残高はマイナス14万8,334円となり、株主資本は当期首残高458万13円に当期変動額を加え、当期末残高は985万1,666円となります。

次に、8ページの注記表、9ページの監査の結果は記載のとおりです。

次に、10ページの第24期事業計画の1、事業方針であります。観光業を取り巻く環境、現状につきましては、電気料金、重油料金などの光熱費や仕入価格における物価上昇、さらには賃金上昇による経費増大など厳しい状況となることが予想されます。このような中、第3・四半期より大規模改修が始まり、休業を控え、それまでの6か月間で売上げを確保しつつ、休業後の施設管理に支障がないよう計画的に取り組んでまいります。また、再整備後の持続可能な運営、これからの20年を見据え、光熱費や人件費、仕入価格などコストの高騰による影響を軽減すべく、施設稼働率の向上、適正な価格転嫁など採算性の向上に努め、さらに人材不足や働き方改革への対応として新たな人員体制と効率的な管理運用体制を構築し、末永く地域から愛される施設を目指してまいります。

2の収支計画では、23期の実績及び6か月間に及ぶ休業を鑑みた計画とし、第24期計画では売上高の合計が1億110万円、売上原価2,130万円、差引き売上総利益が7,980万円となり、販売費及び一般管理費の2億267万5,000円を差し引き、営業利益でマイナス1億2,287万5,000円、営業外収益となる指定管理委託料、補助金など1億2,400万円を見込み、営業外費用60万円を差し引き、経常利益で52万5,000円を見込んでおります。

以上、ご説明申し上げます、株式会社ベリオールの経営状況報告といたします。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(なし)

河口議長 以上で株式会社ベリオールの経営状況の報告についてを終わります。

8 日程第8、報告第3号「株式会社CheerSの経営状況の報告について」を行います。

郷原産業 朗読を省略し、報告の説明を求めます。産業振興課長。

振興課長 産業振興課長、郷原よりご説明を申し上げます。

令和5年度株式会社CheerSの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

経営状況報告書の1ページをお開きください。取締役及び監査役の状況並びに株主の状況は、記載のとおりです。

次に、2ページの第6期事業報告ですが、総括的概要として、令和5年度はコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、輸出の増加やインバウンド需要の回復など外需が牽引し、また賃上げや企業の高い投資意欲などデフレから脱却、経済は新たなステージに移行するチャンスを迎えておりますが、世界情勢の不透明さ、物価上昇、海外景気の下振れリスク、令和6年能登半島地震の影響、金融変動などにより、国内の経済活動は伸び悩みが懸念されております。農畜産物加工研修施設の指定管理業務では、コロナ禍で減少した利用者の増加を図るため、新しい研修プランの実施やイベントなどを通じて施設利用の向上に努めました。特産品販売事業においては、製造元の業務変更に伴い辛味ソース、ベリからの販売が終了、士幌高校との連携に伴う実践的な農業教育プロジェクト、JICA業務受託では、昨年引き続きキルギス農業カレッジと商品開発を進め、農業技術や生徒間の交流を深めるなどプロジェクトを実施いたしました。このような中、6期の売上げは過去最高額の3,392万9,000円となり、また役職員が一丸となり、効率的な事業運営、経費の節減にも努めておりましたが、新たな職員の採用やエネルギー価格高騰の影響を受け、経常利益は52万2,000円となりました。皆様のご支援、ご協力に深く感謝を申し上げます。

以下、事業別の詳細を記載しておりますが、1の指定管理業務の実施につきましては、本年度は5年に及ぶ契約期間の最終年、コロナ禍で減少していた利用者数は徐々に回復し、さらなる利用促進を図るため利用料金の改定に取り組み、また新たな研修メニューの構築と内容の拡充に努め、キッチンを利用したことがない方やリピーター数の向上につながり、45グループ、249人の研修利用者を受け入れたほか、商品開発や試作研究、大地くん学習などで利用をいただきました。

2の大地くんと学ぼうの事業の実施につきましては、町内小中学校児童生徒を受け入れ、町内産の食材を使い調理し、食育に関する事業を実施するもので、本年度は中士幌小学校児童39人を受け入れ、実施いたしました。

3ページをお開きください。3のJICA草の根技術支援事業の実施につきましては、2年目の技術協力事業を1,431万4,000円で受託し、士幌高校とキルギス農業カレッジ共同で農業技術と知識の習得を図り、人材育成することと併せて両校の生徒が地域資源を生かした商品開発の過程を学ぶ教育プログラムを3年間にわたり実践するもので、本年度は渡航や視察研修を受け入れ、相互交流を深め、また海外に向けて情報を発信し、士幌町の魅力向上となる事業に取り組んでおり、今年度の実績につきましては記載のとおりでございます。

4の特産品卸売・販売事業の実施から4ページの8の活動・会議報告につきましては、記載のとおりです。

次に、5ページをお開きください。庶務事項につきましては、記載のとおり監査、取締役会、株主総会が開催されました。

次に、6ページの貸借対照表であります。記載のとおり左側には資産の部、右側に負債、純資産の部を記載しております。その合計は2,039万1,353円で、貸借は一致しております。

次に、7ページ、損益計算書であります。売上高の計は3,392万9,093円となり、内訳は記載のとおりです。これから売上原価の229万5,533円を差し引き、売上総利益は3,163万3,560円となります。この金額から販売費、一般管理費の計3,119万556円を差し引き、営業利益は44万3,004円となります。営業外収益の計7万9,224円を加え、経常利益は52万2,228円となります。法人税、住民税及び事業税18万8,300円を差し引き、当期純利益は33万3,928円となったところであります。なお、雑収入の内訳は下段に記載のとおりです。

次に、8ページの販売費及び一般管理費内訳ですが、人件費、その他経費の合計は記載のとおりです。

次に、9ページをお開きください。株主資本等変動計算書であります。資本金は1,000万円、中段の繰越利益剰余金の期首残高は387万1,550円、当期変動額の当期純利益33万3,928円を加え、当期末残高は420万5,478円であります。株主資本の計、期末残高は1,420万5,478円となっております。

次に、10ページ、注記表をお開きいただき、11ページの監査の結果につきましても記載のとおりとなっております。

次に、12ページの第7期事業計画の1、指定管理業務の実施であります。第2期目、5年契約の初年となります。コロナ禍から利用者数が回復する中さらなる利用者の向上を目指し、ニーズを捉えた施設運営を行います。まず、利用者しやすい施設運営として、しほろキッチンでできることを分かりやすく明示し、町民にとって身近で利用しやすい施設の運営を心がけてまいります。分かりやすい研修内容として昨年改定した利用料金をPRしつつ研修内容のプログラムを提供し、利用機会の創出と研修者数の向上を図ります。施設利用の促進として、利用者のニーズに合った研修内容を提供します。毎月研修イベントを開催することを基本とし、一人でも参加できるイベントや新たなターゲット層の取り込みに努めます。以上3点を主軸に、より多くの町民の皆様にご利用いただけるよう努めてまいります。

2の大地くんと学ぼう事業の実施から13ページの5のシーベリー・ハスカップ果実の栽培までは継続事業であり、詳細は割愛をさせていただきます。

次に、6の新商品開発ですが、現在研究中のハスカップソーダの商品化に取り組み、また士幌産の農産品を使用したどら焼きの製造販売、ジャガイモやしほろ牛に合うソースなどの研究に取り組むとともにニ

		<p>ーズ調査、分析などを進め、新商品の企画、販売を行います。</p> <p>次に、14ページの7の収支予算については、第6期の実績を考慮し、第7期計画では売上高の計が2,834万4,000円、売上原価が360万1,000円、売上総利益は2,474万3,000円、続いて販売費及び一般管理費が2,435万4,000円、営業利益は38万9,000円、営業外収益は5万6,000円、法人税等は10万円、当期利益は34万5,000円を見込んでおります。</p> <p>以上で株式会社C h e e r Sの経営状況報告とさせていただきます。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>以上で株式会社C h e e r Sの経営状況の報告についてを終わります。</p>
9		<p>日程第9、議案第1号「辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	亀野副町長	<p>議案第1号 辺地総合整備計画の変更についてご説明をいたします。</p> <p>この議案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により新田、西上、中音更辺地の総合計画の変更について、同法第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>それでは、議案書の3ページを御覧願います。1の辺地の概況ですが、字士幌の一部及び字上音更、字中音更、字ウリマクで構成されており、その中心が字上音更西3線229番地10、辺地度点数は277点であります。</p> <p>2の公共的施設の整備を必要とする事情は、記載のとおりでございます。</p> <p>3の公共的施設の整備計画ですが、令和4年度から令和8年度までの5か年間であります。</p> <p>次に、表の事業費から一般財源のうち辺地対策事業債の予定額について、上段の括弧内の数字が変更後の額でございます。変更する部分のみご説明をいたします。施設名であります道路のうち、新たに中音更地区農道整備事業の追加に伴い、事業費は上段括弧書きの4億4,361万円、財源内訳の一般財源は4億575万9,000円、そのうち辺地債の予定額は4億570万円にそれぞれ変更するものでございます。次に、農業経営近代化施設のうち、道営土地改良事業であります北中地区通作条件事業において建設資材等の価格高騰を踏まえた事業費の追加に伴い、事業費では上段括弧書きの4億3,227万6,000円、財源内訳の一般財源は同額の4億3,227万6,000円、そのうち辺地債の予定額は2億8,990万円にそれぞれ変更するものでございます。事業費の合計は8億</p>

		7,588万6,000円、財源内訳の特定財源は補助金等で3,785万1,000円、一般財源は8億3,803万5,000円で、この額は町全体の負担となりまして、そのうち辺地債の予定額は6億9,560円と変更するものでございます。
		以上、議案第1号の説明といたします。
10	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第10、議案第2号「辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第2号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。 この議案につきましては、議案第1号同様、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により上居辺、佐倉、下居辺辺地の総合計画の変更について、同法第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。 それでは、議案書の5ページを御覧願います。1の辺地の概況ですが、字士幌の一部及び字下居辺、字ワッカクンネップ、字イショッポで構成されており、その中心が字士幌東7線173番地2、辺地度数は198点であります。 2の公共的施設の整備を必要とする事情は、(1)から(5)まで記載のとおりでございます。 次に、6ページに移りまして、3の公共的施設の整備計画ですが、令和4年度から令和8年度までの5か年間であります。 次に、表の事業費から一般財源のうち辺地対策事業債の予定額について、上段の括弧内の数字が変更後の額でございます。主な変更理由でございますが、産業の振興、道路から農業経営近代化施設までは、労務費や主要資材等の価格高騰を踏まえた事業費の追加及び観光、レクリエーションのプラザ緑風再整備事業においても主要資材等の価格高騰及び施設の屋内整備に係る費用について事業費を変更するものでございます。 それでは、変更する部分のみ説明をいたします。施設名であります産業の振興の道路では、道営事業である森林管理道ワッカ美加登線開設事業において建設資材等の価格高騰を踏まえた事業費の追加に伴

い、事業費では上段括弧書きの2億1,849万2,000円、財源内訳の特定財源になりますが、1億6,386万8,000円、一般財源は5,462万4,000円、そのうち辺地債の予定額は5,460万円にそれぞれ変更するものでございます。次に、道路についても同様に建設資材等の価格高騰を踏まえた事業費の追加に伴い、事業費1億2,487万9,000円、財源内訳の特定財源、国庫補助事業になりますが、7,567万円、一般財源は4,920万9,000円、そのうち辺地債の予定額は4,900万円にそれぞれ変更するものでございます。続きまして、農業経営、近代化施設の両事業ともに建設資材等の価格高騰を踏まえた事業費の追加に伴い、上居辺地区道営特別農道整備事業では事業費2億9,399万4,000円、財源内訳の一般財源は2億9,399万4,000円、そのうち辺地債の予定額は2億9,390万円にそれぞれ変更するものでございます。次に、下居辺地区明渠関連事業では、事業費1億8,420万円、財源内訳の一般財源は7,540万円、そのうち辺地債の予定額は同額の7,540万円にそれぞれ変更するものでございます。次に、観光、レクリエーションのプラザ緑風再整備事業につきましては、建設資材等の価格高騰を踏まえた事業費の追加やCO₂排出抑制対策として再生可能エネルギーである太陽光発電施設の整備、旧館解体や外構整備を組み入れたことで事業費19億3,753万7,000円、財源内訳の特定財源に国の交付金事業の採択によりデジタル田園都市国家構想交付金4億9,350万円を新たに充当し、一般財源は14億4,403万7,000円、そのうち辺地債の予定額は13億7,499万円をそれぞれ変更するものでございます。事業費の合計につきましては27億8,362万2,000円、財源内訳の特定財源は補助金等で8億4,183万8,000円、一般財源は19億4,178万4,000円で、この額は町全体の負担となりまして、そのうち辺地債の予定額は18億7,239万円と変更するものでございます。

以上、議案第2号の説明といたします。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長 討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11

日程第11、議案第3号「令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

西野 総務課長、西野よりご説明申し上げます。

議案第3号 令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第2号〕ですが、

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,105万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億911万7,000円に改めようとするものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費では、物価高騰に直面する低所得世帯に対する経済的支援を実施するための事務費として、10節需用費に消耗品費等を合わせて30万7,000円、11節役務費に郵便料等を合わせて85万円を追加し、18節負担金補助及び交付金には定額減税実施に伴う調整給付金の支給のほか、今年度新たに住民税非課税世帯となる世帯や住民税均等割のみ課税となる世帯を対象とした給付金の支給のため、低所得者支援補足給付として総額5,410万円を追加するもので、特定財源として地方創生臨時交付金5,525万7,000円を充当するものでございます。

次に、2項5目子育て支援推進費では、昨今の資材価格の高騰等により予算編成時に見込んだ設計金額を上回る金額の上昇が見られるため、その不足する費用として14節工事請負費にこども家庭支援センター開設改修工事15万円を追加し、特定財源として国及び道の地域子ども・子育て支援事業補助金を合わせて12万5,000円追加するものでございます。

次に、4款1項4目病院費では、国保病院における医療機器整備に係る繰り出し分の精査に伴い、23節投資及び出資金の病院事業会計医療機器整備事業出資金54万7,000円を減額するものでございます。

7ページに移りまして、2項1目ごみ処理費では、資材価格高騰等により工事費用が不足するため、14節工事請負費にストックポイント整備工事400万円を追加するものでございます。

次に、6款1項1目農業委員会費では、農業者年金業務委託交付金の確定に伴い、18節負担金補助及び交付金に農業者年金協議会補助金13万9,000円を追加し、特定財源として農業者年金業務委託交付金を財源補正を含めて45万9,000円充当するものでございます。

次に、10款1項1目教育総務費では、2項小学校費から科目変更し、12節委託料に学校における医療的ケア等事業委託料325万7,000円を追加し、特定財源として教育支援体制整備事業費補助金を100万円追加するほか、18節負担金補助及び交付金には新たな施策としてフリースクール等に通う児童生徒の保護者を対象としたフリースクール等利用料補助金75万円を追加するものでございます。

次に、2項2目教育振興費では、1項1目教育総務費への科目変更のため12節委託料を記載のとおり減額し、特定財源においても国庫補助金を記載のとおり減額するものでございます。

次に、8ページを御覧願います。3項2目教育振興費では、特定財源において不登校対策専門員の配置に係る国の教育支援体制整備事業費補助金を131万2,000円追加する財源補正でございます。

河口議長
佐藤保健
福祉課長

次に、6項3目学校給食センター管理費では、学校給食センター設置のガスメーターや牛乳保管用冷蔵庫の更新費用として、17節備品購入費に機械器具購入費111万6,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみ説明いたします。5ページ中段の19款1項1目繰越金の前年度繰越金に389万7,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き主要の施策について保健福祉課長並びに教育課長から説明資料の8ページから掲載しております資料により説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

保健福祉課長。

議案の説明資料8ページから9ページにかけまして保健福祉課長、佐藤からご説明を申し上げます。

このたびの給付金につきましては2種類ございます。初めに、説明資料8ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費、低所得者支援及び定額減税補足給付金、調整給付金につきましては、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、足元の急激な物価高から国民生活を守ることを目的といたしまして、所得税、個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税し切れないと見込まれる方へ給付を実施するものでございます。

支給の対象者は、定額減税の対象者でありまして、定額減税の可能額が税額を上回り、減税し切れない方といたします。給付額は、納税義務者本人及び扶養親族数に基づき算定される定額減税可能額が令和6年度分推計所得税額、または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る場合に、上回る額を1万円単位に切り上げて算定した額を給付いたします。ただし、合計所得額が1,805万円を超える方は対象外となります。

中央のイラスト、調整給付金のイメージでご説明いたしますと、右に行くほど所得が高くなるとした場合、赤枠で囲まれた部分が定額減税し切れない額となりまして、1万円ごと階段状に調整給付金を支給するようになります。給付時期につきましては、税額の確定後、夏以降を予定しております。

予算計上額につきましては、事業費で4,060万円、事務費で115万7,000円を計上、想定者数は950人と推定いたしております。財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

なお、今回の給付金は、令和6年度分推計所得額を用いて算定するため、給付額に不足があることが判明した場合は改めて追加で令和7

年度に給付することの制度設計となっております。

続きまして、説明資料の9ページをお開き願います。同じく3款1項1目社会福祉総務費の低所得者支援及び定額減税補足給付金の新規、令和6年非課税及び令和6年均等割については、低所得者支援を目的として前年度に実施いたしました住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯を対象とした給付金事業の延長として、今年度新たに対象となる世帯に対しまして給付金を実施するものでございます。

支給の対象者は、前年度所得割が課税であった世帯から、①としまして今年度新たに住民税均等割が非課税になる世帯及び②、今年新たに住民税均等割のみ課税となる世帯でありまして、所得が下がった世帯となります。

給付額は、これまでと同様の1世帯当たり10万円を給付するものでありまして、児童1人当たり5万円の子供加算もこれまでと同様でございます。想定人数は、①の新たな非課税世帯及び②の新たな均等割のみ課税世帯ともに60世帯、子供加算も各15人と推定しております。

給付時期につきましても夏以降準備ができ次第、速やかに実施していく考えでございます。

予算計上額につきましては、事業費で1,350万円、事務費は調整給付金事業に含んで計上しております。財源も調整給付金事業と同様に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

以上で保健福祉課からの説明を終わります。

河口議長
川 岸
教育課長

教育課長。

教育課長、川岸よりご説明申し上げます。

説明資料の10ページをお開き願います。新たな施策となります士幌町フリースクール等利用料補助金についてですが、不登校児童生徒の保護者に対し、フリースクールなどに係る費用の援助をすることで当該児童生徒にとって適切な教育機会を確保するものでございます。

交付対象者につきましては、フリースクールなどに通う児童生徒の保護者となっております。

交付額につきましては、それぞれ上限設定させていただいておりますが、入学準備金につきましては1万円、なお1か所につき1回となっております。通所経費につきましては、1か月の上限2万円とし、学費と交通費を想定しております。なお、交通費につきましては、タクシーを除く公共交通機関の利用、または自家用車での送迎に限るものとしております。なお、自家用車の場合は、士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例第16条の規定を適用する予定となっております。教材費や実習費等の実費負担に係る費用は、対象外とさせていただいております。

予算計上額につきましては、事業費、児童生徒3人を想定しておりますが、75万円となっております。

		以上、説明とさせていただきます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 2		日程第12、議案第4号「令和6年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。
	増田病院事務長	国保病院事務長、増田より令和6年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第1号〕についてご説明申し上げます。
		議案1ページ、第2条、業務の予定量のうち、(4)の主要な建設改良事業の有形固定資産購入費3,176万7,000円を3,335万3,000円に改めようとするものです。
		第3条の資本的収入及び支出では、予定額を収入、1款資本的収入1億1,286万4,000円を1億1,499万7,000円に、1項一般会計出資金8,181万4,000円を8,126万7,000円に、3項企業債2,830万円を3,098万円に改め、支出、1款資本的支出1億3,452万9,000円を1億3,611万5,000円に、1項建設改良費3,428万4,000円を3,587万円に改めようとするものでございます。
		2ページをお開きください。第4条の企業債では、病院事業債に係る借入れ限度額について起債の借入れ協議により有形固定資産で起債対象となったことによる増額、それから病院改良事業では自動ドアの改修が起債対象外となったため廃止するものでございます。
		それでは、補正予算説明書に基づき支出から説明をさせていただきますので、4ページをお開き願います。今回の補正予算は、診療内容を電子情報として記録、管理する電子カルテの端末機器が経年使用により不具合が発生し、修理できなくなるということから更新しようとするもので、起債借入れの対象となることなどにより補正する内容となっております。資本的収入及び支出の下段の支出でございますが、1款1項1目有形固定資産購入費では1節、器械の備品購入費に電子カルテ端末更新の費用として158万6,000円を追加し、これに係る収入として上段の1款1項1目一般会計出資金、2節で医療機器購入事業出資金を54万7,000円減額、3項1目企業債に268万円を追加するものでございます。
		以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定いただき

ますようお願い申し上げます。

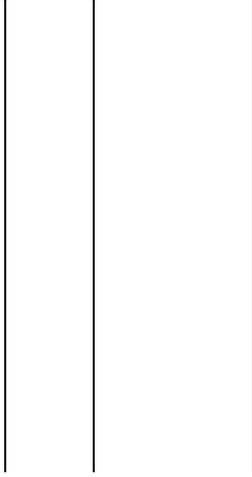
河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

河口議長 討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

河口議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全て終了しました。
次回は、13日午前10時から再開します。
本日はこれで散会します。

(午前10時53分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員